第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務 公募型プロポーザル説明書

令和6年4月11日 広島県東広島市

目 次

| 1 | 業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|----|--|---|
| 2 | プロポーザルの実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 3 | プロポーザルへの参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 4 | プロポーザルの選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | G |
| 5 | 書類提出及び問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 6 | プロポーザルの図書の閲覧及び入手方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 7 | 参加表明書の提出(一次選定審査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 8 | 技術提案書の提出(二次特定審査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 9 | プロポーザルのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 10 | その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |

第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務 公募型プロポーザル説明書

第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務に係る公募型プロポーザル(以下「プロポー ザル」という。)に関する詳細は下記のとおりである。

なお、プロポーザルの提出は、書面により行うこととする。

記

1 業務概要

(1) 業務名

第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務

(2) 業務目的

令和2年度に策定した第3次東広島市国際化推進プラン(以下「現行計画」という。)の計画期間(令和6年度まで)が終了するに当たり、社会情勢の変化等に対応するため令和7年度以降を計画期間とする第4次東広島市国際化推進プラン(以下「次期計画」という。)を策定することとしている。

本業務は、次期計画策定に当たり、必要な作業の一部を委託するものである。

(3) 履行場所

東広島市内一円

(4) 業務内容

別紙「第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務仕様書(案)」による。

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(6) 提案上限額

委託料の上限は6,146千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

2 プロポーザルの実施方針

- (1) プロポーザルは、本説明書により、第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務を委託する者(以下「委託業者」という。)を選定する。
- (2) 委託業者の選定に当たっては、東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定 委員(第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務委託業者の選定)(以下「委員会」 という。)において審査を行う。
- (3) 委員会は、一次選定審査において、参加表明書作成要領に基づき、参加表明書を提出した者(以下「参加表明書提出者」という。)の中から技術提案書を提出する者(以下「技術提案書提出者」という。)を3者程度選定する。
- (4) 委員会は、二次特定審査において、技術提案書提出者の中から本件業務の委託業者としてふさわしい者を特定する(特定された者を「特定者」という。以下同じ。)。

なお、特定される者は複数の場合もある。

- (5) 委員会は、特定者を複数選定した場合においては特定者に順位を付し、その第一位の者を本件業務の委託業者として最も優れた者とする。
- (6) 特定者のうち最も優れた者を随意契約の見積書徴取の相手方とし、提案上限額の範囲内での見積価格が提出された場合に契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数に制

限はないものとする。

(7) 見積書徴取の相手方が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった 場合又は随意契約の見積書徴取において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わな いこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続 を行うこととする。

3 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしている単体企業であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定による入札参加制限を受けている者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所 からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所 からの再生手続開始決定がされていない者
 - エ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第3条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくはその構成員の統制下に ある者又は暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者
 - オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
 - カ プロポーザルの参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれかの 日において、東広島市の指名除外措置を受けている者
 - キ 次のいずれかの者に、手続き開始の公示の日(以下「公示日」という。)までに納めるべき市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者
 - (ア) プロポーザルに参加しようとする者(法人又は個人事業主)
 - (イ) プロポーザルに参加しようとする法人の代表者(個人)
- (2) 参加表明書の提出期限の日に東広島市の競争入札参加資格者名簿(【委託役務】R3~6 業者登録名簿)中、「各種行政計画・調査等」に登録をしていること。
- (3) 広島県内に本店又は支店・営業所等があること。
- (4) 参加表明者は、平成26年4月1日から公示日までに、いずれかの地方公共団体において国際化・多文化共生関係計画策定業務を、また、平成31年4月1日から公示日までに、いずれかの地方公共団体において国際化・多文化共生関係計画を除く、その他の計画策定業務を履行し完了した実績があること。
- (5) 主務担当者は、平成26年4月1日から公示日までに、いずれかの地方公共団体において国際化・多文化共生関係計画策定業務を、また、平成31年4月1日から公示日までに、いずれかの地方公共団体において国際化・多文化共生関係計画を除く、その他の計画策定業務を履行し完了した実績があること。

4 プロポーザルの選定基準

(1) 技術提案書提出者を選定するための基準 (一次選定審査の基準)

表-1 一次選定審査の基準

| 評価項目 | 評価事項 | | | |
|-------|----------------|---------------------|-----|--|
| 評価項目 | 計御事項 | 評価基準 | 配点 | |
| 1 事業所 | (1)事業所の国際化・多文化 | 国際化・多文化共生関係の計画策 | 3 | |
| の評価 | 共生関係の計画策定実績 | 定実績を評価する。 | ა | |
| | (2)事業所のその他計画策定 | その他の計画策定実績の多様性を | 8 | |
| | 実績 | 評価する。 | ٥ | |
| | (3)事業所の地域精通度 | 1-(1)又は(2)の各分野の業務地域 | | |
| | | を評価し、東広島市内実績を最上 | 4 | |
| | | 位、広島県内実績を上位とする。 | | |
| | (4)事業所の計画策定実績の | 当該計画の構成及びデザイン性 | | |
| | 内容 | (見やすさ、メッセージ性等)を | 1 0 | |
| | | 評価する。 | | |
| 2 主務担 | (1)主務担当者の国際化・多 | 国際化・多文化共生関係の計画の | | |
| 当者の評価 | 文化共生関係の計画策定 | 策定実績数を評価する。 | 6 | |
| | 実績 | | | |
| | (2)主務担当者のその他計画 | その他計画策定実績の多様性を評 | | |
| | 策定実績 | 価する。 | 1 6 | |
| | | | | |
| | (3)主務担当者の地域精通度 | 2-(1)又は(2)の各分野の業務地域 | | |
| | | を評価し、東広島市内実績を最上 | 8 | |
| | | 位、広島県内実績を上位とする。 | | |
| 合 | 計 | | 5 5 | |

(2) 特定するための基準 (二次特定審査の基準)

表-2 二次特定審査の基準

| 評価項目 | 評価事項 | | 評価基準 | 西 | 記点 |
|---------------------------|-------------------|--|---|----------------------|-------|
| 特定テーマ(※1)に 対する技 術提案 | 技術とアング内総合 に評価 こる。 | 特定テーマ 1 特定テーマ 2 特定テーマ 3 特定テーマ 4 | 特定テーマに対する技術提案の的確性、有効性、実現性等を考慮して、 総合的に評価する。 | 10 30 20 20 | 8 0 |
| 実施フロー及び工程計画 | | | 実施フローや工程計画について評価 する。 | | 5 |
| 参考見積金額 | | | 参考見積金額について評価する。 | | 1 0 |
| 事業所及び主務担当者の評価 | | | 一次選定審査により評価した点数。 | | 5 5 |
| 合 | 計 | | | | 1 5 0 |

- ※1 特定テーマは次のとおりとする。
 - 特定テーマ1 現行計画の成果の検証について、その検証内容や検証方法を具体的に提案すること。
 - 特定テーマ2 本市の特徴を踏まえて、本市における国際化や多文化共生のまちづくりに当たって今後参考にすべき都市の特徴や国・県の動向のほか、社会情勢等の変化を踏まえ、次期計画に掲げるべき基本理念及び次期計画においてより強調されるべき視点やプロジェクト等についての具体的な提案を行うこと。
 - 特定テーマ3 ヒアリング調査の意見聴取方法及び、ワークショップで開催するテーマ案と 発注者と受注者の役割分担について、具体的に提案すること。
 - 特定テーマ4 PDCA サイクルを確立するため、次期計画における施策のまとめ方や指標の設定方法、計画期間中における施策の見直し方法など、必要な事柄について先進事例などを参考に具体的な提案を行うこと。

5 書類提出及び問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市生活環境部市民生活課

電話 082-420-0922 / FAX 082-426-3124

E-mail:hgh200922@city.higashihiroshima.lg.jp

6 プロポーザルの図書の閲覧及び入手方法

- (1) プロポーザルの図書
 - ア 第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務公募型プロポーザル説明書
 - イ 第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務公募型プロポーザル参加表明書作成要領
 - ウ 第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務公募型プロポーザル技術提案書作成要領
 - エ 第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務仕様書(案)
 - オ 第4次東広島市国際化推進プラン策定支援業務公募型プロポーザル提出書類様式集

- カ 第五次東広島市総合計画
- キ 東広島市次世代学園都市構想
- ク 令和5年度東広島市市民満足度調査報告書
- ケ 第3次東広島市国際化推進プラン
- コ 東広島市における外国人市民の状況
- (2) 閲覧期間

令和6年4月11日(木)から令和6年4月18日(木)まで(ただし、東広島市生活環境部市民生活課における閲覧の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで)

(3) 閲覧場所

東広島市ホームページ及び東広島市生活環境部市民生活課

(4) 図書の入手方法

東広島市ホームページからダウンロードすること。

7 参加表明書の提出 (一次選定審査)

参加表明者の業務実績や本業務に従事する者の実績等により審査を行う。なお、有資格者 が多数の場合は、上位3者程度を選定する。

- (1) 参加表明書提出に関する質問書の提出及び回答
 - ア 提出期限

令和6年4月12日(金)午後5時まで

イ 提出場所

「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法

様式4「参加表明書提出に関する質問書」に質問事項を記入の上、東広島市生活環境 部市民生活課に電子メールで送信すること。なお、電子メールで送信した後に市民生活 課に電話で着信の有無を確認すること。

工 回答方法

令和6年4月16日(火)(※予定)までに、提出された全ての質問の回答を一括して 取りまとめた回答書を東広島市ホームページに掲示する。

なお、回答書はプロポーザルの図書として取り扱う。

- (2) 参加表明書の提出期限及び提出方法等
 - ア 提出期限

令和6年4月18日(木)午後5時まで

イ 提出場所

「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに生活環境部市民生活課(北館1階)へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「参加表明書在中」と朱書きして期限までに提出すること(期日必着)。

エ 提出書類及び部数

別添「参加表明書作成要領」によること。

- (3) 非選定理由に関する事項
 - ア 一次選定審査において選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及びその理由 (以下「非選定理由」という。)を電子メール、郵送又はFAXにより通知する。
 - イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日 (閉庁日を含まない。) 以内に、書面 (書式自由。ただしA4用紙とする。)により東広島市に対して非選定理 由について説明を求めることができる。
 - ウ 非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算し10日 (閉庁日を含まない。)以内に、電子メール、郵送又はFAXにより回答するものとする。
 - エ 非選定理由の説明受付場所は、「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

8 技術提案書の提出(二次特定審査)

一次選定審査において選定された参加表明者に対して、技術提案書の提出要請を電子メール、郵送又はFAXにより行う。

- (1) 技術提案書提出に関する質問書の提出及び回答
- ア 提出期限

令和6年4月24日(水)午後5時まで

- イ 提出場所
 - 「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ
- ウ 提出方法

様式5「技術提案書提出に関する質問書」に質問事項を記入の上、東広島市生活環境 部市民生活課に電子メールで送信すること。なお、電子メールで送信した後に市民生活 課に電話で着信の有無を確認すること。

工 回答方法

令和6年4月26日(金)まで(※予定)に、提出された全ての質問の回答を一括して取りまとめた回答書を東広島市ホームページに掲示する。

なお、回答書はプロポーザルの図書として取り扱う。

- (2) 技術提案書の提出期限及び提出方法等
- ア 提出期限

令和6年5月7日(火)午後5時まで

イ 提出場所

「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに生活環境部市民生活課(北館1階)へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「技術提案書在中」と朱書きして期限までに提出すること(期日必着)。

エ 提出書類及び部数

別添「技術提案書作成要領」によること。

(3) ヒアリングの実施

技術提案書に対するヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時、場所及び実施要 領等については、別途通知する。

(4) 特定・非特定理由に関する事項

- ア 二次特定審査において特定した者及び特定しなかった者に対して、その旨及びその理由(以下「非特定理由」という。)を電子メール、郵送又はFAXにより通知する。
- イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日 (閉庁日を含まない。) 以内に、書面(書式自由。ただしA4用紙とする。)により東広島市に対して特定又は 非特定理由について説明を求めることができる。
- ウ 特定又は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(閉庁日を含まない。)以内に、電子メール、郵送又は FAXにより回答するものとする。
- エ 特定又は非特定理由の説明受付場所は、「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

9 プロポーザルのスケジュール

表-3 スケジュール (現時点での想定スケジュールであり、前後する場合がある)

| 内 容 | 日 程 | 備 考 | | |
|---------------------|----------------|-----------------------|--|--|
| 手続開始の公示 | 令和6年4月11日 | | | |
| 説明書等の閲覧期間 | 令和6年4月11日から | 東広島市ホームページ及び東広島市生活 | | |
| | 令和6年4月18日まで | 環境部市民生活課 | | |
| 参加表明書提出に関する質問 | 令和6年4月11日から | 提出方法:電子メール (詳細は7-(1)に | | |
| の提出期間 | 令和6年4月12日まで | よる) | | |
| 参加表明書提出に関する質問 | 令和6年4月16日を予定 | 東広島市ホームページ及び東広島市生活 | | |
| の回答 | 节州0千4万10日经了足 | 環境市民生活課 | | |
| 参加表明書の提出期間 | 令和6年4月11日から | 提出方法:持参又は郵送(詳細は7-(2) | | |
| 参加农 切音 砂旋山朔间 | 令和6年4月18日まで | による) | | |
| 一次選定審査(※2) | 令和6年4月中旬 | 非公開 | | |
| 選定・非選定通知及び技術提 | △和 C 左 4 日 由 包 | Z | | |
| 案書提出要請 | 令和6年4月中旬 | 電子メール、郵送又はFAXにより通知 | | |
| 技術提案書提出に関する質問 | 令和6年4月中旬から | 提出方法:電子メール (詳細は8-(1)に | | |
| の提出期間 | 令和6年4月24日まで | よる) | | |
| 技術提案書提出に関する質問 | 令和6年4月26日を予定 | 東広島市ホームページ及び東広島市生活 | | |
| の回答 | 740年4月20日在了足 | 環境部市民生活課 | | |
| | | 提出方法:持参又は郵送(詳細は8-(2) | | |
| 技術提案書の提出期間 | 令和6年4月中旬から | による) | | |
| 投州近条青の近山朔间 | 令和6年5月7日まで | 詳細な日程については、技術提案書の提 | | |
| | | 出要請時に通知する | | |
| | 令和6年5月9日頃(※予定) | 非公開 | | |
| ヒアリング・二次特定審査 | | ヒアリングの日時、場所及び実施要領等 | | |
| | | については、別途通知する | | |
| 特定·非特定通知 | 令和6年5月中旬 | 通知方法:電子メール、郵送又はFAX | | |
| 契約締結 | 令和6年5月中旬 | | | |

10 その他

(1) 費用の負担

参加表明書及び技術提案書の作成並びにヒアリングなど、本件プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。

- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ア 参加表明書又は技術提案書(以下「提出書類」という。)が、提出方法、提出先及び提 出期間に適合しない場合
- イ 提出書類が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- オ 提出書類に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- カ 提出書類に、虚偽の内容が記載されている場合
- キ 委員会又は事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は 要求をした場合(プロポーザル説明書に定める手続を除く。)
- ク 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ケ 東広島市の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
- コ その他、プロポーザル説明書に違反すると認められた場合
- (4) 業務委託契約に関する事項

契約は、東広島市契約規則(平成20年東広島市規則第14号)に基づき行う。

ア 契約の方法

随意契約とする。

イ 業務委託契約約款

東広島市の定める「業務委託契約約款」を使用する。

(5) その他

- ア 参加表明者は、参加表明書及び技術提案書の提出をもって本説明書の記載内容を承諾 したものとみなす。
- イ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。
- ウ 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことが ある。
- エ 提出された書類は、選定審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- オ 参加表明書及び技術提案書の提出後において、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。なお、原則、参加表明書に記載した主務担当者は、ヒアリング・二次特定審査において、提案内容の説明をすること。また、主務担当者は、原則として変更することができない。

ただし、傷病、死亡、退職等の極めて特別な理由がある場合には主務担当者の変更を 行うことができることとするが、新しい主務担当者は、前任者と同等以上の技術者であ ることを要するものとし、東広島市の了解を経て行うものとする。

- カ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- キ プロポーザルの結果については、公表することがある。
- ク 提出された書類は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- ケ プロポーザルの作成のために東広島市より受領した資料は、東広島市の了解なく公表、 使用してはならない。
- コ 技術提案書の提出は、1者につき1提案に限る。
- サ 参加表明書又は技術提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、別紙様式 6 「辞退届」を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

ただし、辞退届を提出せずに、選定されたにもかかわらず技術提案を提出しない、あるいは、技術提案書を提出したにもかかわらずヒアリングに出席しない等の行為を行った者については、指名除外措置の対象となる場合がある。